

## 太田市 Web 口座振替受付サービス・ライト事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長が定めた指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「指定金融機関等」という。）が、太田市市税等口座振替事務取扱要綱（平成17年3月28日太田市制定）に規定する口座振替を取り扱う際に、利用者がインターネット上で必要情報を入力し口座振替を申し込む仕組み（以下「本サービス」という。）による受付事務を行う場合の太田市及び指定金融機関等の事務取扱に必要な事項を定めることで、市民の利便性向上、収納率向上、口座振替事務の電子化及び事務の効率化を図ることを目的とする。

### (遵守事項)

第2条 市及び指定金融機関等は、本サービスの提供元の金融機関（以下「元受銀行」という。）が別途定める「Web 口座振替受付サービス・ライト利用規定」を遵守する。

### (口座振替受付事務の範囲)

第3条 市及び指定金融機関等は、元受銀行が別途定める「Web 口座振替受付サービス・ライト事務処理要領」（以下「要領」という。）に従い本サービスを取り扱うものとする。

### (取扱手数料等)

第4条 市は、指定金融機関等が本サービスを提供することに伴う次に掲げる取扱手数料等及びこれらにかかる消費税相当額を元受銀行に支払うこととし、その価格及び支払方法は、市と指定金融機関等が協議し別途定める。

- (1) 初期手数料（委託者コード1件当たり）
- (2) 口座振替登録料（口座振替登録が正常に成立した件数1件当たり）

### (システム登録手続)

第5条 市は、本サービスを取り扱うに当たり必要なシステムへの登録手続に関し、元受銀行が定める「商用登録情報申請書」及び「会社情報登録シート」を作成し、元受銀行に提供するものとする。

(市の取扱い)

第6条 本サービスにおいて、市は要領に定める対応を取るものとする。

- 2 本サービスにおける利用者の顧客情報は、指定金融機関等が別途定める「顧客情報取り扱い規定」に則り、適切に管理する。
- 3 本サービスにおける口座振替は、市及び指定金融機関等が別途定める「預金口座振替規定」に則り、適切に処理する。
- 4 本サービスにおいては、太田市市税等口座振替事務取扱要綱第6条の規定にかかわらず、本サービスの利用者から口座振替依頼書の提出を受けないものとする。

(指定金融機関等の取扱い)

第7条 指定金融機関等は、本サービスにより利用者の端末から送信される口座振替登録データに基づき、指定金融機関等所定の方法により、口座振替登録の真正性を確認の上、口座振替の申込みを受けるものとする。

- 2 指定金融機関等は、前項により申込みを受けた口座振替の収納事務において、納付者に対し領収書を発行しないものとする。

(協議事項)

第8条 本要綱において定めのない事項又は疑義がある事項については、市及び指定金融機関等間の協議をもって定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。